

特定事業主行動計画の実施状況の公表について

令和8年6月30日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定により、行動計画の実施状況について、次のとおり公表する。

1 特定事業主行動計画において目標設定した項目

項 目	市長部局等
管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性職員の割合（R8.4.1）	15.6%
係長相当職以上の女性職員の割合（R8.4.1）	18.5%
育児休業を取得する男性職員の割合（R7）	62.5%
常勤職員の月平均超過勤務時間（R7）	10.1時間
職員の年次休暇の平均取得率（R7）	26.6%

※市長部局等…市長部局、市議会事務局、市教育委員会事務局、市公平委員会事務局、市固定資産評価審査委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市農業委員会事務局